

令和6年第12回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和6年12月10日（火） 午後1時30分

2 閉会 令和6年12月10日（火） 午後3時24分

3 場所 総合福祉センター3階 大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 林 眞理（農政担当）	2番 守安 淳市
3番 秋山 陽太郎（農地担当）	4番 定井 正雄（会長）
5番 中村 安行	6番 友野 伸樹
7番 能登谷 和正（会長代理）	8番 仮谷 昌典
9番 若林 勤	10番 在間 洋則
11番 渡邊 豊	12番 小原 弘
13番 奥山 弘志	14番 渡邊 則文
15番 小西 忍	

5 出席した農地利用最適化推進委員

最相 信雄 茅原 弘和 高尾 郁夫 竹内 功次 赤木 謙介

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 中山 知輝 次長 岡中 芳浩 主任 吉川 剛史 主任 新谷 紗季子

7 議事録署名委員

8番委員 9番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第45号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第46号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第47号 総社市所有公共財産の用途廃止申請に伴う意見について

議案第48号 農用地利用集積計画について

報告第35号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第36号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第37号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(会長) それでは、只今より令和6年第12回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が15名。そして農地利用最適化推進委員が5名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、8番委員、9番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。農地担当の秋山委員、審議をよろしくお願いいたします。

【議案第４５号 農地法第３条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当) それでは、議案第４５号、農地法第３条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局お願いします。

(主任) **【議案第４５号 農地法第３条の規定による農地等の許可申請について朗読】**

【受付番号７５番】

(農地担当) それでは７５番、久代の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(１１番委員) この案件ですが、申請地は受人の自宅のすぐ裏です。子供と一緒に耕作をしていくそう
で農機具も所有しており経験もある方なので問題ありません。今回、３６分の３５という
申請です。残りの３６分の１は、どうなっているかという、この方は独身でもう亡くな
っており相続手続きが出来ない状態が続いています。この農地全体を受人が管理してい
ますが、今後、３６分の１の相続手続きが出来るようになったら、手続きをしていくとい
うことで、この経緯はしっかり息子にも伝えていってくださいとお願いしました。地元と
しては問題ないと思いますのでご審議の程お願いします。

(農地担当) 竹内委員、補足はありますか。

(竹内委員) 補足はありません。よろしくお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。７５番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、７５番は許可されました。

【受付番号７６番】

(農地担当) 続きまして７６番、楨谷の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(１０番委員) この案件ですが、渡人が管理できないという事で受人にお願いをするということです。
受人は、一生懸命作付けをされており、息子も一緒に農作業を手伝っています。農機具も
そろっているので問題ないと思います。ご審議の程お願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。76番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、76番は許可されました。

【受付番号77番】

(農地担当) 続きまして77番、久代の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(11番委員) この案件ですが、8月と10月総会で審議した農地ですが、荒神様の共有ということで5人の共有名義で所有をしており、全員亡くなっています。相続手続きが出来た渡人から手続きをしていくという事で、受人がこの農地の5分の1ずつを譲り受けようとする申請です。受人は、50年以上この農地を耕作されていました。相続が出来次第、すべてを受人が所有していく予定で、今回の申請で5分の4まで手続きが完了することになります。受人は、息子とこの農地を今まで管理していたという事で、地元としては問題ないと思いますので審議の程お願いします。

(農地担当) 竹内委員、補足はありますでしょうか。

(竹内委員) 補足はありません。よろしくお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。77番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、77番は許可されました。

【受付番号78番、80番】

(農地担当) 続きまして78番、福井の件につきまして、80番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。地元委員の説明をいたします。

(3番委員) この案件ですが、受人はこの農地の近くの農地を以前から管理されている方です。今回この農地を取得しても地元としては問題ないと思いますので審議の程よろしくお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、78番、80番は許可されました。

【受付番号79番】

(農地担当) 続きまして79番、久代の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(11番委員) この案件ですが、受人は渡人の借家を借りて住んでいましたが、この度、その借家を購入し、農地も一緒に購入をするということです。農業経験のある方ですし、農機具もそろっているので問題ないと思います。ご審議の程お願いします。

(農地担当) 竹内委員、補足はありますでしょうか。

(竹内委員) 補足はありません。よろしくお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。79番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、79番は許可されました。

【受付番号82番】

(農地担当) 続きまして82番、久代の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(11番委員) この案件ですが、受人は渡人の孫になります。今後は渡人の息子と一緒に農業をしていくそうです。農機具は、渡人の息子が所有しており一緒に使っていくということです。家庭の事情により息子ではなく孫に所有権移転をしますが、地元としては問題ないと思います。ご審議の程お願いします。

(農地担当) 竹内委員、補足はありますでしょうか。

(竹内委員) 農機具は、十分にそろえておりますので問題ありません。よろしくお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。82番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、82番は許可されました。

【受付番号 83 番】

(農地担当) 続きまして 83 番、見延の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(10 番委員) この案件ですが、申請地は受人の所有する農地の隣にある場所です。渡人は、県外に住んでおり手放したいという事で申請が出てきましたが、問題があります。この申請地は、もともと渡人の親が営農組合に貸し付けて水稻栽培をしていましたが、親が亡くなり渡人が相続をしたのですが、県外に住んでいるので、この農地はいらないという事で、営農組合と解約をしました。そしてこの農地の隣にある農地を所有している受人に譲るということです。しかし、受人は所有している農地を全て営農組合に預けており、農機具は所有していません。受人もしぶしぶ引き受けましたが、やる気はないみたいです。また、申請内容は、畑をするということですが、この農地は、水路からの水を止めることが出来ないのでも水を入れる時期は、この農地にも水がどんどん入っていきます。この周辺の農地は水が必要な時は、一斉に水を入れて、水を止める時は一斉に止めないといけません。この周辺では営農組合が水稻栽培をしています、この農地だけ畑として利用するのは適正ではないと思います。水が必要な時期に何日間も水を止められると水稻栽培をしている営農組合としたら困ると思います。また、受人に話を聞いたところ、渡人から受け取ってほしいとお願いされたが、農業はする気がないと言っていましたし、農機具も所有していないことからこの案件は許可できないのではないかと思います。

(農地担当) 地元委員からは、このような意見でした。事情はよく分かりました。検討が必要な案件だと思います。何かご意見ありますでしょうか

(1 番委員) この農地は、水が入りっぱなしになるということですが、通し田ですか。

(10 番委員) 通し田ではありません。北側に水路がありますが、給水側は用水路が古くて水を止められない構造になっています。水の必要なシーズンに畑をされて、水が入るから止めてくれと言われても、この周辺で水稻をしている営農組合としては困ると思います。農機具も持っていないし本人のやる気がないので、この申請はやめてもらいたいです。

(1 番委員) 今までは営農組合が耕作をしていた農地ですか。

(10 番委員) そうです。ずっと営農組合がしていました。

(1 番委員) この 3 条で所有権を移したあと、営農組合が受けるという形はとれないのでしょうか。

(次長) 3 条許可は、受人がその農地を営農出来るかどうかを審査して許可をするので、許可後すぐ他人に貸し付けるというのは認められません。受人が何らかの理由で耕作できなくなったという事情があれば別ですが。

(農地担当) 渡人が農地を処分したいということですが、受人が耕作を望んでいない状態だと思われます。そのような状況では、許可ができるような案件ではないと思います。渡人がどうしてもこの農地を手放さなければならないという理由がないのであれば、営農組合への貸借を続けてもらう形が理想ではないかと思います。この農地では畑作は難しいという事もある

り、現状にそぐわない申請内容という事ですので、一度取り下げをしていただくようお願いをしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) それでは、83番は、申請の取り下げを依頼するということで決定されました。

【受付番号84番】

(農地担当) 続きまして84番、地頭片山の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(6番委員) この案件ですが、受人が今までこの農地を管理して野菜を作付けしていましたが、下限面積要件もなくなり、この度所有権移転をしようとするものです。受人は、しっかり耕作をされている方で、問題ないと思います。ご審議の程お願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(12番委員) この方は耕作面積が0となっていますが農機具は持っているのでしょうか。

(6番委員) 今まで申請地で野菜を作付けしてきており、農機具は所有しております。

(農地担当) 他にありますでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。84番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、84番は許可されました。

【受付番号85番】

(農地担当) 続きまして54番、下林の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(2番委員) この案件ですが、地元としては問題ないと思いますが、詳細は高尾委員からお願いします。

(農地担当) それでは高尾委員、お願いします。

(高尾委員) この案件ですが、以前から受人が渡人から農地を借りて野菜を作付けしていました。申請地は、受人の自宅のすぐそばで農機具も所有していることから地元としては問題ないと思います。よろしくお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。85番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、８５番は許可されました。

【受付番号８１番】

(農地担当) 続きまして８１番，上林の件につきまして，地元委員の説明をお願いいたします。

(２番委員) この案件ですが，親子関係の使用貸借です。子供が今後，本格的に農業をしたいという事で申請がありました。日常的に親の農業の手伝いをしてきておりました。今後は，野菜作りを家族でしていくという事で農機具も所有しており地元としては問題ないと思います。よろしくをお願いします。

(農地担当) この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(１２番委員) この受人は，１町６反も所有しているのですか。それで貸借で借りるのですか。

(主任) 受人と渡人が同じ世帯ですので，ここに世帯員全体として耕作面積が出ております。父親が所有している農地が表示されているという事です。この度，娘さんが使用貸借で農業をやってみたいという内容の申請です。

(農地担当) 他に何かありますでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。８１番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、８１番は許可されました。

【受付番号８６番，８７番，８８番】

(農地担当) 続きまして８６番，井手の件につきまして，８７番，真壁の８８番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。まずは，井手の８６番と８７番について地元委員の説明をお願いいたします。

(最相委員) この２つの農地ですが，いずれも耕作放棄地です。この周辺も耕作放棄地で荒れています。受人は現在，農機具を持っていなくて鍬を購入するという事です。また，ミニトラを友人から借りるという申請になっていますが，とてもこの耕作放棄地をミニトラだけで野菜が作れるようにすることは不可能だと思います。

(農地担当) 次に，真壁の農地について，地元委員の説明をお願いいたします。

(５番委員) 受人にこの件について話を聞きました。受人は，現在アパートに家族で住んでいます。申請地は車で１０分くらいの場所です。土地の所有者や近所の人に教えてもらいながら子供と一緒に野菜や果物を作りたいという事でした。この申請地については，現在，柿が２，

3本植えられていました。夫婦でやっていくという事でした。

(3番委員) 受人は、農業未経験の方ですが、子供の情操教育として3年間農地を借りて野菜作りをやりたいという内容です。ですが、井手の2筆の農地は、耕作放棄地で大きいトラクターがないと農地再生は難しいと思います。また、周辺の方から教わりながらということですが、周辺も荒れています。受人は、アパート暮らしで農機具がない。農機具を購入しても置き場がない。また、3条許可で3年間の使用貸借という申請。流動化契約という選択肢もあるのになぜ、3条申請をしてきたのか不明な点があります。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(最相委員) 私は、先ほど井手の農地について発言しましたが、真壁の農地は畑として使用できる状況になっていますので、ここで野菜を作ることは可能だと思います。ただ、井手の農地では野菜を作ることは難しいと思います。

(3番委員) 井手の農地は2筆続きになっています。2筆合わせて約1反。結構大きい場所で、そこが荒れていますので、出来るのかなというのはあります。

(茅原委員) なぜ、3条許可でというのはあります。また、農業未経験なのに1反5畝ぐらいの面積を取得するということですが、少し面積が大きすぎるのではないかと思います。子供の農業教育から始めるのであれば、家庭菜園程度の規模で良いのではと感じます。他に何か理由があるのかと疑ってしまいます。

(農地担当) 事務局、農家住宅の要件について、分かる範囲で教えてもらえますか。

(次長) 要件の一つに耕作面積が1反以上というのがあります。

(3番委員) なぜ、このような面積を申請してきたのか疑問が残ることもあります。未経験で農機具もなく荒れている1反の農地。これはさすがに難しいのではないかと思います。いきなり1反5畝ではなくて、まずは小規模の面積で農業を始めるのがいいのではないかと思います。どうしても3筆とも必要だと言うのなら、それなりの農機具を揃える計画が見通せる申請書であるべきだと思います。

(農地担当) ここで、一旦休憩に入ります。

【午後2時36分 から 午後2時50分まで休憩】

(農地担当) それでは、議事を再開します。86番、87番の井手の農地については、現在の荒廃具合、面積の大きさから見ると、農業未経験であるし、申請内容にある農機具の所有状況では、難しいのではないかと。どうしても井手の農地を希望するなら、それなりのトラクターなどを準備した申請であるべきだということで取下げを願うこととし、真壁の88番については、現状畑として使用できるし、面積規模的にも可能であることから、許可してもいいのではないかと考えます。何か意見はありますか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは、８６番、８７番については取下げを願う。８８番については許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、８８番は許可されました。

【議案第４６号 農地法第５条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第４６号、農地法第５条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) **【議案第４６号 農地法第５条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

【受付番号５１番】

(農地担当) それでは、５１番、上林の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(９番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が田、南が田、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(２番委員) この案件ですが、用水は南にあり問題ありません。排水は、宅地内に枥を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われます。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが、甲種、第１種、第２種、第３種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第２種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。５１番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、５１番は許可されました。

【受付番号 5 2 番】

- (農地担当) 続きまして、5 2 番、井手の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (9 番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が道路、南が宅地、北が雑種地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。
- (3 番委員) この案件ですが、是正案件です。詳しくは、最相委員からお願いします。
- (最相委員) 申請地ですが、長年この状態で使用されてきており、周辺営農に支障はなく、問題ないものと思われます。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主任) この件については、始末書が提出されています。農地区分ですが、甲種、第 1 種、第 2 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第 2 種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。5 2 番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、5 2 番は許可されました。

【受付番号 5 3 番】

- (農地担当) 続きまして、5 3 番、久米の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (9 番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が畑、南が宅地、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。
- (1 番委員) 申請地ですが、現在利用している進入路が狭いことから、拡幅をするという申請です。周辺営農に支障はなく、問題ないものと思われます。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主任) 農地区分ですが、甲種、第 1 種、第 2 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第 2 種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。5 3 番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、53番は許可されました。

【受付番号54番】

(農地担当) 続きまして、54番、小寺の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が道路、南が道路、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(3番委員) 申請地ですが、周辺に農地はなく、周辺営農に支障はありませんので、問題ありません。北の家に住んでいる方からこの家が建つと日が当たらなくなるという意見がありましたが、農業委員会的には周辺営農に支障がないので、何の問題もないとお答えせざるをえない。日照の件は別の部署での話になりますとお話はしております。地元としては問題ないと思います。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。54番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、54番は許可されました。

【受付番号55番】

(農地担当) 続きまして、55番、見延の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が道路、南が道路、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(10番委員) この案件ですが、手続きをせずに倉庫を立てていましたが、この度正式に手続きをするということで是正案件です。周辺営農に支障はなく、問題ないものと思われます。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) この件については、始末書が提出されています。農地区分ですが、甲種、第1種、第2

種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。55番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、55番は許可されました。

【受付番号56番】

(農地担当) 続きまして、56番、山田の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員) 周辺の状況ですが、東が山林、西が道路、南が宅地、北が山林です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(15番委員) この案件ですが、中古住宅を購入したが、駐車場スペースが少なく、車を止めることが出来ないので駐車場として転用しようとするものです。雨水排水については、沈殿槽を経由して既存の水路に接続します。土砂流出については問題ありません。周辺営農に支障はなく、問題ないものと思われますので、どうぞご審議ください。

(農地担当) 赤木委員、補足はありますでしょうか。

(赤木委員) 補足はありません。よろしくお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。56番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、56番は許可されました。

【議案第47号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について】

(農地担当) 続きまして議案第47号、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について、

を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主任) **【議案第47号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について朗読】**

【受付番号2番, 3番】

(農地担当) それでは2番, 福井の件について, 3番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。地元委員からの説明をお願いいたします。

(茅原委員) この案件ですが, 水路の廃止案件です。周辺に農地はなく, この水路を用途廃止しても周辺営農上, 問題なしと捉えておりますのでよろしくご審議のほどお願いいたします。

(農地担当) ただいま説明のありました件ですが, 用途廃止後は, 隣接する申請者の宅地, 農地と一体利用する計画でございます。今回, 用途廃止しても周辺営農上問題はないと地元として捉えているようでございます。廃止しても, 周辺営農上問題なしと回答してよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(農地担当) それではそう回答させていただきます。

【議案第48号 農用地利用集積計画について】

(農地担当) それでは, 議案第48号, 農用地利用集積計画について, を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主任) **【議案第48号 農用地利用集積計画について朗読】**

(農地担当) まず, 関係委員さんに退席をお願いします。

**【2番委員, 4番委員, 5番委員, 9番委員, 10番委員, 11番委員,
14番委員, 15番委員, 最相委員, 竹内委員 退席】 午後3時13分**

(主任) **【議案第48号 農用地利用集積計画について説明】**

(農地担当) 事務局から説明のありました農用地利用集積計画についてですが, 何かご質問がございましたら挙手で意見ををお願いします。

(農地担当) 特にございませんでしたら, 原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(農地担当) それでは, 原案のとおり承認といたします。

**【2番委員, 4番委員, 5番委員, 9番委員, 10番委員, 11番委員,
14番委員, 15番委員, 最相委員, 竹内委員 入室】 午後3時17分**

【報告第35号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) それでは、報告事項に入ります。報告第35号、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【報告第35号 報告書について朗読】

【報告第36号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第36号、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【報告第36号 報告書について朗読】

【報告第37号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第37号、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【報告第37号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当) 21ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が11件、3件は取下げを願うということで、5条関係が6件でございました。総社市所有公共財産の用途廃止申請に伴う意見につきましては、周辺営農上問題なしと回答させていただきます。また、農用地利用集積計画につきまして、原案どおり承認いたしました。以上で、日程第3についての審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) ありがとうございました。それでは、日程第4その他に入ります。委員の方から何かありますか。

(委員) なし。

(会長) それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

閉会 午後3時24分